

療養費支給申請書 (年 月分) (はり・きゅう用)

被 保 険 者 欄	○被保険者証等の記号番号		○発病又は負傷年月日		○傷病名						
	—		年 月 日								
	療 養 を 受 け た 者 の 氏 名	(フリガナ)	続柄	○発症又は負傷の原因及びその経過							
		男・女		○業務上・外、第三者行為の有無							
昭・平・令 年 月 日生		1. 業務上 2. 第三者行為である 3. その他									
施 術 内 容 欄	初 療 年 月 日		施 術 期 間			実日数	請 求 区 分				
	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			日	新 規 ・ 継 続				
	傷病名		1. 神経痛 2. リウマチ 3. 頸腕症候群 4. 五十肩 5. 腰痛症 6. 頸椎捻挫後遺症 7. その他 ()				転 帰				
	初検料		円				摘 要				
	1 はり 2 きゅう 3 はりきゅう併用										
	施 術 料	はり		円× 回=		円					
		きゅう		円× 回=		円					
		はり・きゅう併用		円× 回=		円					
	電療料		円× 回=		円						
	1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具										
	往療料 4 kmまで		円× 回=		円						
	往療料 4 km超		円× 回=		円	療養費申請額(7・8・9割)					
施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)		円× 回=		円	円						
費用額計				円							
施術日 通院○ 往療◎	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31									
施 術 証 明 欄	上記のとおり施術を行い、その費用を領収しました。 保健所登録区分 1. 施術所所在地 2. 出張専門施術者住所地										
	令和 年 月 日 住 所 〒 免許登録番号 _____ はり師 免許登録番号 _____ きゅう師 氏 名 _____ 電 話 _____										
申 請 欄	上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。										
	令和 年 月 日 住 所 〒 申請者 _____ 自動車振興会健康保険組合 殿 (被保険者) 氏 名 _____ 電 話 _____										
支 払 機 関 欄	支払区分		預金の種類		金融機関名		銀行		本 店		
	1. 振 込		1. 普 通				金庫		支 店		
口座番号		口座名義									
		カタカナで記入									
同 意 記 録	同意医師の氏名		住所		同意年月日		傷病名		要加療期間		
	再同意医師の氏名		住所		同意年月日		傷病名		要加療期間		

備考欄(注)

(注)被保険者証の記号番号に代えて個人番号により申請する場合は、備考欄へ記載してください。

個人番号を記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。

申請から支給決定までの流れ

(Ⅰ) 療養費支給申請書（はり・きゅう用）に必要な事項を記入してください。

i) 申請者(被保険者)が記入するところ

- ① 被保険者欄
- ② 申請者欄
- ③ 支払機関欄（必ず被保険者の口座を指定してください）

ii) 施術師が記入するところ

- ① 施術内容欄
- ② 施術証明欄
- ③ 同意記録

(Ⅱ) 下記書類を療養費支給申請書に添えて当組合に提出してください。

i) 領収書（原本）

ii) 医師の同意書（初回・再同意の場合は原本、口頭不可）

※同意書の有効期間

- ① 1日～15日までに医師が同意書を作成した場合、5ヵ月後の月末まで。
- ② 16日～月末までに医師が同意書を作成した場合、6ヵ月後の月末まで。

例) 1月1日に医師が作成した場合は、6月30日まで有効。

1月17日に医師が作成した場合は、7月31日まで有効。

※同意又は再同意は、主治医の診察を受けたものでなければなりません。

iii) 施術報告書の写し

※施術報告書交付料の支給申請をされる場合

(Ⅲ) 療養費（はり・きゅう）を支給決定する際には、保険医療機関の診療報酬明細書（レセプト）を確認させていただきます。診療報酬明細書（レセプト）は医療機関受診月から2ヵ月後に当組合に送られてきますが、場合によっては、更に数ヶ月遅れる事がございます。したがって、支給決定までには3ヵ月～5ヵ月かかります。

(Ⅳ) 平成29年7月1日以降の施術分より、初療の日から1年以上経過している患者であって、かつ、1月間の施術を受けた回数が16回以上の場合は、1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書（はり・きゅう用）をご提出してください。